

令和6年度

山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金（認可外保育施設等） 申請案内

この手続は、2歳児受入れ事業を利用する保護者が、山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金（認可外保育施設等）の交付を希望する場合に必要なものです。

1 山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金（認可外保育施設等）について

- 本事業は、山形県が県内市町村と連携し、幸せな子育て環境の整備の一つとして、国の無償化の対象とならない3歳未満児を対象とした保育料の軽減を行うものです。
- 幼稚園・認定こども園における2歳児受入れ事業も補助の対象となります。

2 対象世帯について

- 負担軽減の対象となるのは、次の条件全てに当てはまる世帯です。
 - ① 山形市民で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、幼稚園・認定こども園の2歳児受入れ事業等を利用する子どもがいる世帯
 - ② 施設（事業）利用児の父母の市町村民税所得割額の合計が97,000円未満の世帯
※ 令和6年4月～令和6年8月の保育料は令和5年度の市町村民税所得割額、令和6年9月～令和7年3月の保育料は令和6年度の市町村民税所得割額で判定します。
※ 世帯の状況により、同居の祖父母などの分も含める場合があります。
 - ③ 保護者が就労等の理由により家庭において保育をすることが困難である（保育の必要性がある）ことが認められる世帯
- ただし、国の幼児教育・保育の無償化の対象となる次の方を除きます。
 - ① 市町村民税非課税世帯
 - ② 満3歳以上の幼稚園児



3 補助金額について

- 2歳児受入れ事業に係る負担軽減額は、下記①②を比較していずれか低い額となります。
 - ① 月額 21,000 円
 - ② 月額保育料の 1/2
※ 負担軽減の対象は、保育料（預かり保育含む）です。
- 山形市幼稚園2歳児就園保育料等軽減補助金算定の際、当該補助金を合算して保育料の減免を行います。

4 手続方法について

- 負担軽減を受けるにあたっては、下記①～④の書類の提出が必要です。
 - ① 山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金（認可外保育施設等）交付申請書（兼 幼稚園等2歳児受入れ事業保育料減免措置に関する調査）
 - ② 保育の必要性に係る申出書
 - ③ 在園証明書兼保育料受領証明書
 - ④ 保育の必要性を証明する書類（父母それぞれ必要） ※詳細は裏面をご覧ください。
- 申請書類の提出や補助金の交付は、全て幼稚園・認定こども園を通して行います。

5 保育の必要性について

次のいずれかにより家庭において保育をすることが困難であると認められることが必要です。
補助対象期間は最長満3歳到達前までとなります。満3歳到達以降は本補助金の補助対象外です。

認定事由	保護者の状況	補助対象期間
① 就労	会社や自宅を問わず月64時間以上働いている	就労期間中
② 妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要である	産前産後の各8週間程度
③ 疾病・障がい	疾病もしくは負傷、または精神や身体に障がいがある	必要な期間
④ 介護	同居の親族等を常時介護（看護）している	
⑤ 災害復旧	災害（地震・風水害・火災等）の復旧にあたっている	
⑥ 求職活動	求職活動を継続的にやっている	90日間（最長）
⑦ 就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学期間中
⑧ その他	虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある	必要な期間
	その他、やむをえない事情があると市長が認めるとき	

※ 就労時間が月64時間に満たない場合は、就労を理由に認めることはできません。

6 保育の必要性を証明する書類（父母それぞれ必要）について

次の表の中から該当するものを提出ください（○は必須、△は場合によって必要）。 (チェック欄)

必要書類 (★:市様式あり)		就労 (内定) 証明書	税書類等の写し (申告書・源泉徴収・開業届等)	母子手帳の写し (出産予定日のわかるもの)	申立書(疾病・介護)	医師の診断書	状況確認書類等 (介護保険証・障害者手帳等の写し)	求職活動状況確認書	在学証明書及び時間割等 (受講決定通知書等も含む)	父	母
就労	外勤(内定含む)	○★									
	自営(予定含む)	○★	○								
妊娠・出産				○							
疾病・障がい	疾病				○★	○★					
	障がい					△★	○				
介護					○★	△★	○				
求職活動								○			
就学(職業訓練含む)									○		
その他		家庭で保育ができない旨を証明する書類									

※ ★印の付いているものは、必ず市指定の様式にて提出してください。

※ 自営業の方は、事業をしていることが分かる書類（税の申告書・開業届・営業許可証・出荷証明書など）を追加で提出してください。

—上記の他にも、提出された内容に応じて、書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください—

（提出先）現在利用している幼稚園・認定こども園

（問合せ先）山形市こども未来部保育育成課こども第三係 TEL:023-641-1212（内線545）